官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　一
○福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令の一部を改正する命令（同五）　二
〔法規的告示〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁二一）　三
〔その他告示〕
○ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁二）　三
○重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件（文部科学八八、八九）　五
○重要無形文化財の保持者死亡による指定解除及び認定解除の件（同九〇、九一）　五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産七〇八）　七
〔国会事項〕
最高裁判所　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　七
〔官庁報告〕
国家試験　七
令和八年度獣医師国家試験予備試験（公告）（農林水産省）　八
除籍が滅失した件（法務省告示配八三）　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁　九
有権者申出方関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第百八条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）	（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）
第六十五条の九の二　高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。	**第六十五条の九の二**　高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等、補装具費支給以外の支給決定障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であって、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令	四　当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等、補装具費支給以外の支給決定障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であって、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令

第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）又は被保険者番号（介護保険法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。第三項第一号において同じ。）

2　（略）

3　高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及び被保険者番号

二　（略）

4　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）を実施するため、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令の一部を改正する命令

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（説明等の通知）	（説明等の通知）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　行政庁は、説明等の相手方となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名及び	3　行政庁は、説明等の相手方となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名及び

第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。）

2　（略）

3　高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及び被保険者証の番号

二　（略）

4　（略）

同項に規定する事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を当該行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（当該行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この項において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる。この場合においては、これらの措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

一　当該行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（新設）

同項に規定する事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（通知の方法に関する経過措置）

第二条　この命令による改正後の福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令第二条第三項の規定は、この命令の施行の日以後にする同条第一項の規定による通知について適用し、同日前にした同項の規定による通知については、なお従前の例による。

法規的告示

○金融庁告示第二十一号

企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件（令和八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十九日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第五項の規定に基づき金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年三月十三日までに同委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第五項の規定に基づき金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年二月十二日までに同委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。

その他告示

○公正取引委員会消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第二十七号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月十九日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会（会長　山田　務）の申請に係るローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年三月三十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

ローヤルゼリー生産販売業、製造販売業、輸入販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

(一)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(二)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ローヤルゼリーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第３号。以下「表示指定告示」という。）第２項各号に規定する表示をいう。 （必要な表示事項） **第３条**　事業者は、施行規則に定めるところにより、ローヤルゼリーの容器包装に、次の各号に掲げる事項を、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1)　種類別名称（形状を含む。） (2)　原材料名、原料原産地名及び添加物 (3)～(7)　（略） (8)　製造所又は加工所（ローヤルゼリーに関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。）が行われた場所。以下同じ。）の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地。以下同じ。）及び製造者又は加工者（ローヤルゼリーを調整又は選別した者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称。以下同じ。） (9)　栄養成分の量及び熱量	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、ローヤルゼリーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項各号に規定する表示をいう。 （必要な表示事項） **第３条**　事業者は、施行規則に定めるところにより、ローヤルゼリーの容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1)　種類別名称（形状を含む） (2)　原材料名 (3)～(7)　（略）

2　前項第１号の表示については、商品名と種類別名称が異なる場合には、施行規則で定めるところにより、種類別名称を表示しなければならない。	2　商品名と種類別名称が異なる場合には、施行規則で定めるところにより、種類別名称を表示する。	
3　第１項の規定にかかわらず、輸入品にあっては、同項第２号の原料原産地名を表示することを要しない。		
4　第１項の規定にかかわらず、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるものにあっては、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定により表示を省略することができる場合に限り、同項第２号、第３号、第６号、第８号及び第９号の事項の表示を省略することができる。		
5　第１項の規定にかかわらず、事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称の表示を省略することができる。		
	3　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。	
6　事業者は、食品表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）をローヤルゼリーの原材料とする場合には特定原材料を含む旨を、ローヤルゼリーに特定原材料に由来する添加物を含む場合には当該添加物を含む旨及び当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、それぞれ、ローヤルゼリーの容器包装に、食品表示基準に定めるところにより表示しなければならない。		
7　事業者は、原材料としてのローヤルゼリーにアレルゲンが含まれることを踏まえ、健康危害の発生を防止する観点から、施行規則に定めるところにより、ローヤルゼリーの容器包装に食物アレルギーに関する注意事項を表示しなければならない。		
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）	
第４条　事業者は、ローヤルゼリーの取引に関し、容器包装、カタログ、説明書、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット、口頭、その他の表示指定告示に規定された媒体による表示において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	**第４条**　事業者は、ローヤルゼリーの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	
⑴～⑼　（略）		⑴～⑼　（略）
⑽　事業者が自己の供給するローヤルゼリーの取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である表示		
⑾　（略）		⑽　（略）
（過大包装の禁止）		（過大包装の禁止）
第５条　事業者は、ローヤルゼリーの取引に関し、次の各号に掲げる方法により、その内容量を誤認させるような容器包装（直接のものであると外部のものであるとを問わない。）を用いてはならない。		**第５条**　事業者は、ローヤルゼリーの取引に関し、次の各号に掲げる方法により、その内容量を誤認させるような容器又は包装（直接のものであると外部のものであるとを問わない。）を用いてはならない。
⑴　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、容器包装の中に空間をつくること。		⑴　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、容器又は包装の中に空間をつくること。
⑵　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、容器包装の中に緩衝材（ウレタンホーム、ダンボール等）を入れること。		⑵　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、容器又は包装の中に緩衝材（ウレタンホーム、ダンボール等）を入れること。
⑶　品質保全に必要な限度を超えて、容器包装の中に乾燥剤を入れること。		⑶　品質保全に必要な限度を超えて、容器又は包装の中に乾燥剤を入れること。
⑷　前各号に掲げるもののほか、内容量に比して過大な容器包装を用いること。		⑷　前各号に掲げるもののほか、内容量に比して過大な容器又は包装を用いること。
（証紙の使用基準）		（証紙の使用基準）
第７条　公正取引協議会は、規約に従い適正な表示をしていると認められる構成事業者に対し、その販売に係るローヤルゼリーの容器包装に証紙を使用させることができる。		**第７条**　公正取引協議会は、規約に従い適正な表示をしていると認められる構成事業者に対し、その販売に係るローヤルゼリーの容器又は包装に証紙を使用させることができる。
２　（略）		２　（略）
（規則の制定）		（規則の制定）
第11条　（略）		**第11条**　（略）
２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。		２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。ただし、第三条第七項の規定は、告示があった日から起算して二年を経過した日から施行する。

○農林水産省告示第七百八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年五月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Agastache Clayt. ex Gronov.	Balsumlora	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第38337号 令和８年１月５日
Allium cepa L.	盛渡交(もりとこう)1号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38381号 令和８年１月29日
〃	盛渡交(もりとこう)2号	〃	第38382号 令和８年１月29日
Antirrhinum L.	toti01	髙澤洋光 群馬県藤岡市下栗須519―１	第38241号 令和７年10月24日
Avena sativa L.	GK8	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38353号 令和８年１月20日
Chrysanthemum L.	DLFDANT11	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38417号 令和８年２月18日
〃	DLFGACA2	〃	第38418号 令和８年２月18日
〃	DLFWISD7	〃	第38419号 令和８年２月18日
Citrus L.	マナゴールド	真子正史 神奈川県小田原市東町５―４―25	第38411号 令和８年２月12日
Hydrangea L.	BAILMACEIGHT	Bailey Nurseries, Inc. 1325 Bailey Road Newport, Minnesota, USA	第38345号 令和８年１月９日
〃	BAILPANTHREE	〃	第38346号 令和８年１月９日
Hypericum L.	Sジュエル	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	第38380号 令和８年１月28日
Ipomoea batatas (L.) Lam.	NCORNSP-028SCKL	North Carolina State University 1021 Main Campus Drive, 2nd Floor, Raleigh, NC, 27606, USA	第38362号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-029SCBC	〃	第38363号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-030SCKL	〃	第38364号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-031SCBC	〃	第38365号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-032SCKL	〃	第38366号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-033SCBC	〃	第38367号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-034SCKL	〃	第38368号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-035SCBC	〃	第38369号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-036SCKL	〃	第38370号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-037SCBC	〃	第38371号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-038SCKL	〃	第38372号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-039SCBC	〃	第38373号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-040SCKL	〃	第38374号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-041SCBC	〃	第38375号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-042SCKL	〃	第38376号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-043SCBC	〃	第38377号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-044SCKL	〃	第38378号 令和８年１月21日
〃	NCORNSP-045SCBC	〃	第38379号 令和８年１月21日
Oryza sativa L.	北陸糯(ほくりくもち)220号	株式会社渡辺採種場 宮城県遠田郡美里町南小牛田字町屋敷109番地	

Lactuca sativa L.	SAKLET023	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38359号 令和８年１月20日
Limonium Mill.	FO2353	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	第38416号 令和８年２月17日
〃	BARLIAPSU	BARBERET & BLANC, S.A. Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain	第38420号 令和８年２月19日
Oryza sativa L.	ハイブリッドとうごう41号	株式会社水稲生産技術研究所 愛知県豊明市阿野町違井20―１	第38370号 令和８年１月23日
Rosa L.	MEISHIGO	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38385号 令和８年２月２日
〃	KEIHAMELFUKU	〃	第38386号 令和８年２月２日
〃	KEIHAPINESS	〃	第38387号 令和８年２月２日
〃	KEIHAKINEROU	〃	第38388号 令和８年２月２日
〃	IPK266122	Interplant Roses B.V. Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	第38389号 令和８年２月２日
〃	IPK216621	〃	第38390号 令和８年２月２日
〃	RUICT1124A	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	第38391号 令和８年２月２日
〃	RUIMPW0099	〃	第38392号 令和８年２月２日
〃	Tan191147	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	第38393号 令和８年２月２日
Saccharum L.	RK10-33	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号	第38384号 令和８年２月２日
Solanum lycopersicum L.	DR3409	キッコーマン株式会社 千葉県野田市野田250番地	第38350号 令和８年１月16日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Allium cepa L.	もりとこうごう盛渡交1号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社渡辺採種場 宮城県遠田郡美里町南小牛田字町屋敷109番地	第38381号 令和８年１月29日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Avena sativa L.	GK8	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38353号 令和８年１月20日	〃	〃
Citrus L.	マナゴールド	真子正史 神奈川県小田原市東町５―４―25	第38411号 令和８年２月12日	〃	〃
Lactuca sativa L.	SAKLET023	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38359号 令和８年１月20日	〃	〃
Limonium Mill.	FO2353	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	第38416号 令和８年２月17日	〃	〃
Oryza sativa L.	ハイブリッドとうごう41号	株式会社水稲生産技術研究所 愛知県豊明市阿野町違井20―１	第38370号 令和８年１月23日	〃	〃
Solanum lycopersicum L.	DR3409	キッコーマン株式会社 千葉県野田市野田250番地	第38350号 令和８年１月16日	〃	〃

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領
五月十五日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領
五月十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
環境省設置法の一部を改正する法律

議案提出
五月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美外三名提出）
又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案

議案通知書受領
五月十五日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

参議院

議案受領（予備審査）
五月十五日内閣から次の議案が送付された。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

議案付託
五月十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）
法務委員会に付託

議決通知
五月十五日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
環境省設置法の一部を改正する法律案

質問主意書提出
五月十五日議員から次の質問主意書が提出された。
在日米軍部隊の中東派遣及び我が国周辺の抑止力維持に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第四四号）
ＥＶモーターズ・ジャパン製のＥＶバスに係る安全性の確保及び補助金制度の適正性等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四五号）
自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱が政治的行為に該当しないと判断した責任の所在に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四六号）
自由民主党大会に出席した陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の政治的行為該当性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四七号）
陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊のロゴマーク及び行政における生成ＡＩ活用の在り方に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四八号）

答弁書受領
五月十五日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ提出自衛官の階級呼称の変更に関する質問に対する答弁書（第四一号）
参議院議員高良沙哉提出旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問に対する答弁書（第四二号）

条約送付及び通知
五月十五日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知
五月十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
環境省設置法の一部を改正する法律

人事異動

最高裁判所

○定年退官
簡易裁判所判事小林進は四月二十六日限り定年退官

皇室事項

御答信
天皇陛下から三月十九日パキスタン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月一日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり、五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和８年５月19日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のとおり」は省略し、五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を、水産庁漁港漁場整備部事業課、水産庁九州漁業調整事務所、長崎県水産部漁港漁場課、長崎県県北振興局水産課及び長崎県五島振興局水産課に備え置いて縦覧に供するとともに、ホームページ（https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）により公表する。）

国家試験

令和８年度獣医師国家試験予備試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う令和８年度獣医師国家試験予備試験に関し、次のように公告する。

令和８年５月19日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　試験の種類等

⑴　試験の種類

試験は、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

⑵　試験の科目

学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成26年９月４日獣医事審議会決定）による。

⑶　試験の出題数

学説に関する試験は90問、実地に関する試験は60問とし、合計で150問とする。

⑷　試験の方法

学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式による。

2　試験の日時

試験の種類	試験日	試験時間
学説に関する試験	令和８年８月20日（木曜日）	10：00～12：15
実地に関する試験		13：30～15：30

3　試験の場所

東京都千代田区霞が関１丁目２番１号

農林水産省内（場所の詳細については、受験票の交付に併せて通知する。）

4　受験資格

外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（獣医師法第12条第１項第２号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定した者

5　受験手続

⑴　提出書類等

ア　受験願書

別記様式により作成すること。

イ　写真

出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景で、顔が鮮明に写っている縦45ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

ウ　獣医師国家試験予備試験受験資格の認定書の写し

エ　返信用封筒

市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。

⑵　受験手数料

ア　受験手数料は、30,500円とする。

イ　受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。

ウ　受験願書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑶　受験願書等の受付期間及び提出場所

ア　受験願書等の受付期間は、令和８年７月１日（水曜日）から同年７月15日（水曜日）までとする。

イ　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第２項に規定する信書便により受験願書等を受付場所に提出すること。封筒の表面に「獣医師国家試験予備試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法により、郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、令和８年７月15日（水曜日）までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和８年７月29日（水曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03―3502―8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。

6　合格者の発表

試験の合格者は、令和８年９月18日（金曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。

7　その他

やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。

別記様式

獣医師国家試験予備試験受験願書

令和　　年　　月　　日

獣医事審議会会長　　殿

写　　真

令和　　年　　月　　日撮影

氏　名

令和８年度獣医師国家試験予備試験を受験したいので、関係書類を添えて下記により出願します。

記

1　本籍

2　現住所　〒

電話番号

メールアドレス

郵便物送付先（国内連絡先）　〒

3　氏　　名

4　生年月日　　年　　月　　日生　　男・女

5　受験の資格となる学歴及び履歴

6　獣医事審議会が獣医師国家試験予備試験の受験を適当と認めた年月日

収入印紙
30,500円

日本産業規格Ａ４

作成上の注意

1　願書の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2　受験者の氏名は、戸籍に記載されている文字を用い、書名又は記名押印により記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、住民票に記載されている文字を用い、読み仮名を付けること。）。

3　同じ写真（出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景で、顔が鮮明に写っている45㎜×35㎜のもの。裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

4　本籍は、都道府県名のみを記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、国籍等を記載すること。）。

5　現住所は、都道府県名から記載すること。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人吉池浩嗣の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年５月19日　　大阪法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第６号

京都市右京区西京極東池田町３９番地アフリー太田６０１

清算株式会社　株式会社カランド

代表清算人　川村裕文

１　決定年月日　令和８年４月２３日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１８号

徳島県徳島市上八万町西山１３３３番地

清算株式会社　株式会社ＴＳ企画

１　決定年月日　令和８年４月２７日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０号

徳島県徳島市南島田町３丁目６８番地１

清算株式会社　株式会社ＭＴＣ

１　決定年月日　令和８年４月２７日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０７４号

東京都葛飾区東金町３丁目４番６号

清算株式会社　株式会社ＴＴＳ

１　決定年月日　令和８年４月28日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第１２号
沖縄県那覇市銘苅３丁目１番３１号
清算株式会社　株式会社ターミナルブルーレーベル
１　決定年月日　令和８年４月２８日
２　主　　文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（ヒ）第１号
京都市中京区大宮通蛸薬師下る四坊大宮町１７８番地
清算株式会社　株式会社おおき商事
１　決定年月日　令和８年４月２１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第５号
岐阜県下呂市小川1967番地
清算株式会社　株式会社すし勘
代表清算人　千田勘六
１　決定年月日　令和８年４月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２１０７号
東京都江東区有明三丁目７番２６号
清算株式会社　株式会社ピットアース
代表清算人　田中　寿一郎
１　決定年月日　令和８年４月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　弁済原資
弁済原資は、清算株式会社の現金、預金、及びそのほかの一切の財産を処分した換価代金の総額から特別清算結了までに発生した特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額（以下「本弁済原資」という。）をもって充てる。
２　利息・遅延損害金の免除
別紙債権者一覧表記載の各債権者（以下「協定債権者」という。）の権利（以下「協定債権」という。）のうち特別清算開始決定日後の利息・遅延損害金請求権（以下「利息等債権」という。）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないもので、利息等債権を除いたものをいう。
２　一般債権の弁済
一般債権は、本協定認可決定確定後２週間以内に、全額を弁済する。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社ユニバーサルエンターテインメント（以下「関連会社」という。）が有するもので、利息等債権を除いたものをいう。
２　関連会社債権の弁済及び免除
関連会社債権は、本協定認可決定確定後４週間以内に、本弁済原資から一般債権の弁済額及び租税債権等の優先債権額に相当する金額を控除した金額を弁済し、右弁済後残額について免除を受ける。
３　前項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、関連会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、関連会社が前項の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続終結

令和６年（ミ）第１３号
鹿児島県鹿児島市東千石町２番３０号
更生会社　株式会社ＧＳ
（旧商号　株式会社エヌシーガイドショップ）
管財人　田中信一郎
１　決定年月日　令和８年４月３０日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第２０部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第３７号
岡山県笠岡市平成町９５番地１
再生債務者　株式会社サラ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式11万3520株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金5億2780万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式1株
６　募集株式の払込金額　募集株式1株につき金1万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金5000円
９　増加する資本準備金の額　金5000円
令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇六頁（号外第一〇三号）

東京都千代田区大手町一丁目九番二号大手町フィナンシャルシティグランキューブ一九階　（甲）エンバリオジャパン株式会社

代表取締役　髙雄　良平

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

（乙）エンバリオジャパン合同会社

代表社員　エンバリオ・ネーデルラント・ビーヴィー

職務執行者　住田　光生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇五頁（号外第一〇三号）

令和八年五月十九日

東京都世田谷区赤堤二丁目四二番一二号

（甲）合同会社ＨＫ

代表社員　熊本　浩志

東京都新宿区新宿五丁目三番八号

（乙）株式会社ａｓｅ

代表取締役　熊本　浩志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hogy.co.jp

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十九日

東京都港区赤坂二丁目四番六号赤坂グリーンクロス

（甲）株式会社ホギメディカル

代表取締役　川久保秀樹

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

（乙）ＴＣＧ２５０９株式会社

代表取締役　齋藤　玄太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://satsuei-tive.co.jp/

令和八年五月十九日

東京都港区新橋四丁目二一番三号新橋東急ビル七階　（甲）株式会社インフォネット

代表取締役　古宿　智

東京都港区新橋四丁目二一番三号新橋東急ビル七階　（乙）株式会社撮影ティブ

代表取締役　堤　康允

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和八年三月三十一日付で新潟県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

新潟県新発田市舟入町一丁目二番三六号

（甲）医療法人信眼会

理事長　信田　和男

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針八四七番地一

（乙）医療法人白英会

理事長　信田　和男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部（乙が所有する甲の株式三十九万九千三百株を含む）を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十二日

掲載頁　二頁

令和八年五月十九日

京都府宇治市槇島町二十四　一六番地

（甲）株式会社微生物化学研究所

代表取締役　大西　徹

東京都品川区西五反田七丁目七番七号

（乙）ささえあホールディングス株式会社

代表取締役　猪狩　康孝

東京都八王子市椚田町一二一一番地一

（丙）フジタ製薬株式会社

代表取締役　田端　満

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十七頁（号外第二三三号）

（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第二三三号）

令和八年五月十九日

福岡市博多区博多駅南五丁目一五番一八号

（甲）トラストパーク株式会社

代表取締役　大津　忠芳

福岡市博多区博多駅南五丁目一五番一八号

（乙）株式会社グランシップ

代表取締役　大津　忠芳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.cig-ins.co.jp/cdc-hp/

(乙) http://www.cig-ins.co.jp/hcs-hp/

令和八年五月十九日

佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目二番三七号

(甲) 中央地所株式会社

代表取締役　大坪紀美子

佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目二番三七号

(乙) 中央商事株式会社

代表取締役　大坪紀美子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の放送モニタリング及びキューシート・プラットフォーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　二頁

令和八年五月十九日

東京都渋谷区神南一丁目五番六号

(甲) サウンドマウス・ジャパン株式会社

代表取締役　スワーツ・アレンクラーク

東京都渋谷区神南一丁目五番六号

(乙) 株式会社オーフィアム・ジャパン

代表取締役　スワーツ・アレンクラーク

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

千葉県茂原市押日三一六番地

合同会社無限

代表社員　齋藤　和克

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

千葉県千葉市美浜区中瀬一―三幕張テクノガーデンCB棟三階MBP

合同会社BSP工芸

代表社員　八木　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

千葉県柏市豊上町二九番地一

合同会社豆屋和蔵商店

代表社員　田中　和輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目三番一三―一一〇四号

合同会社藤と熊

代表社員　酒向　彰吾（藤原　彰吾）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

東京都江東区枝川二丁目五番一二―二〇七号

合同会社RAMS

代表社員

株式会社ケアリスタ・ラーニング

職務執行者　森　あかね

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

東京都中央区勝どき四丁目六番二―二四〇四号

ASA合同会社

代表社員　浅野　博貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はWH&FP株式会社とします。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月二十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

愛知県高浜市呉竹町二丁目八番地四八

合同会社GHDG

代表社員　杉浦　祐生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

愛知県西尾市吉良町岡山砦山五八番地一

フューチャーワークス合同会社

代表社員　大須賀竜也

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十九日

京都市伏見区両替町九丁目二七一番地

有限会社Thank you

代表取締役　西村久美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

愛媛県松山市松ノ木二丁目六八五番地五

合同会社ナリーズ

代表社員　吉成　太一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Louis Companyとします。

効力発生日は令和八年六月三十日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

福岡市城南区干隈二丁目二七番六―二〇六号

合同会社Louis Company

代表社員　松本　暁子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

福岡市博多区博多駅前四丁目一五番六号四階

Blue Gradients合同会社

代表社員　岩﨑健一郎

代表社員　坪田　卓哉

効力発生日変更公告

当社は、令和八年五月二十九日予定の組織変更の効力発生日を令和八年六月十五日に変更いたしましたので公告します。

令和八年五月十九日

長崎県大村市久原一丁目五七〇番地二　久原プラザビル三階

㊫同㊫社A-PLUS

代表社員　芦塚　千夏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

TCG2508株式会社

代表取締役　齋藤　玄太

準備金の額の減少公告

当社は、アップルウェアー株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　七十六頁（号外第一〇六号）

令和八年五月十九日

大阪府八尾市山本町北三丁目一番二八号

森田殖産株式会社

代表取締役　森田　規子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千九百万円、資本準備金の額を二億五千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　八十三頁（号外第一〇四号）

令和八年五月十九日

東京都中央区日本橋二丁目一二番一〇号

ＴＡＫＡＳＨＩＭＡＹＡ　ＴＲＡＮＳＣＯＳＭＯＳ　ＩＣ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　川口　貴明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三百八十七万七千五百円、資本準備金の額を三億三百八十七万七千五百円減少し、それぞれ一億円、九億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　二頁

令和八年五月十九日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

アソビュー株式会社

代表取締役　山野　智久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十九日

富山県富山市西中野町二丁目一〇一〇番地

北日本電機産業株式会社

代表取締役　打出　孝彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十九日

福井市二の宮二丁目二八番三一号

パイネック株式会社

代表取締役　大坂　善春

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社アグレイドを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月十九日

大阪市中央区難波五―一―六〇なんばスカイオ二七階

株式会社アグレイド

代表取締役　香西　洋平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙山知也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｊｏｙｇａｔｅ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　髙山　知也

解散公告及び債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十六年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

岡山県倉敷市児島赤崎三丁目一〇番二五号

中村織物有限会社

清算人　中村　敬子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億千三百二十四万四千四百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14430/14430.html

令和八年五月十九日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ＳｉｌｋＲｏａｄ　Ｃｅｎｔｒａｌ特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億二千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0093/index.html

令和八年五月十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｃｅｓａｒ

取締役　長尾　誠

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月二十三日（号外第六十一号）公布厚生労働省令第二十九号（労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）（原稿誤り）				
四一		改正後欄終りから一八	作業従事者が作業を行う場合	作業従事者が周囲で作業を行う場合
		〃	作業従事者に危害を生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合	作業従事者が作業を行う場合
		〃一四	作業従事者が作業を行う場合	作業従事者が前項の作業を行う場合
令和八年二月二十六日（号外第三十九号）厚生労働省告示第五十三号（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示）（原稿誤り）				
五四		改正後欄五	被害を受けた労働者	被害者
五七		〃終りから五	被害を受けた労働者	被害者
六六		改正後欄一六		
五四		改正前欄五		
五七		〃終りから六	被害を受けた労働者	被害を受けた労働者
六六		改正前欄一七		

五四ページ改正後欄七行目は次のとおりの誤り。

① （略）

② 法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

同ページ改正前欄八行目は次のとおりの誤り。

① （略）

② 法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

六二		改正後欄六	被害を受けた労働者	被害者
〃		改正前欄	被害を受けた労働者	被害を受けた労働者